

公害診療報酬の手引き（薬局）

品川区 受動喫煙対策・公害保健係

1. 請求と支払の概要

(1)提出先	請求は、被認定者に給付を行う自治体ごとにまとめて提出してください。
(2)提出期限	請求は月毎にまとめ、診療を行った月（薬剤は調剤を行った月）の翌月10日までに提出することとされています。（昭和49年府令第64号） 11日以降に提出された場合は翌月の処理になります。
(3)時効	診療報酬の請求権の時効は、診療を行った月の翌月の1日から5年間で完成するためそれ以降の請求はできません。
(4)請求方法	報酬の請求は、「請求書」に患者様ごとの「明細書」を添えて送付してください。
(5)点検・審査	①品川区（事務局）においては、記載事項等について点検を行います。 ②品川区公害診療報酬審査会においては、診療報酬の請求内容の審査を行います。
(6)増減通知書	①審査の結果、点数の算定誤り等について増減を行い、増減通知書で通知します。 ②減点に異議のある場合は、再審査の申し出が出来ます。
(7)支払額の確定	審査終了後、公害医療機関ごとに支払額の決定を行い、診療報酬決定通知書で通知します。 （審査当月の25日頃）
(8)支払	支払のための事務手続きを行い、公害医療機関に診療報酬の支払を行います。 （審査会同月末日の営業日に指定口座入金予定）
(9)明細書の返戻	①審査・点検の結果、記載もれ等で診療報酬の額が決定できないときは、その明細書を公害医療機関に返戻します。 ②公害医療機関では、返戻された明細書を補正して、翌月分の請求の時に再請求をすることとなります。

2. 請求方法

別紙1「公害調剤報酬請求書及び公害調剤明細書に関する事項（薬局）」をご参照ください。

3. 算定方法

別紙2「公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法」をご参照ください。

4. 請求・お問い合わせ先

品川区健康課 受動喫煙対策・公害保健係
〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36
TEL 03-5742-6747 Fax 03-5742-6883

公害調剤報酬請求書及び公害調剤明細書に関する事項（薬局）

薬局たる公害医療機関の診療報酬の請求については、公害調剤報酬請求書に公害調剤報酬明細書を添えて行うものであること。

第 1 公害調剤報酬請求書（様式第三号）については、次により取り扱われたいこと。

- (1) 「 年 月分」欄について
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「件数」欄について
公害調剤報酬明細書の件数の合計を記載すること。
- (3) 「金額」欄について
公害調剤報酬明細書の「合計」欄の「⑩」欄の請求金額の合計を記載すること。
- (4) 「 年 月 日」欄について
公害調剤報酬請求書を提出する年月日を記載すること。
- (5) 「薬局コード」欄について
厚生労働省記載要領通知別添 2 第 4 によりそれぞれの薬局について定められた薬局コード 7 桁を記載すること。
- (6) 「公害医療機関の所在地 名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (7) 「開設者の氏名又は名称」欄について
薬局開設者の氏名又は名称を記載すること。
- (8) 「都道府県知事（市長）殿」欄について
自治体名を次の例にならい記載すること。
(例) ○○県知事殿、○○市長殿、○○区長殿

第 2 公害調剤報酬明細書（様式第四号）の記載上の注意事項は次のとおりであること。

- (1) 「 年 月分」欄について
調剤の行われた年月を記載すること。
- (2) 「公害医療手帳の記号番号」欄について
公害医療手帳の記号番号を記載すること。
- (3) 「氏名」欄について
ア 処方せんに記載された患者の氏名を記載すること。
イ 「1 男 2 女」欄は、該当する性別を○で囲むこと。
ウ 「1 明 2 大 3 昭 4 平 年生」欄は、該当する元号を○で囲み、生まれた年を記載すること。
- (4) 「公害医療機関の所在地及び名称」欄について
公害医療機関である薬局の所在地及び名称を記載すること。
- (5) 「病院又は診療所の所在地及び名称」欄について
処方せンを発行した医師が医療に従事する病院又は診療所の所在地及び名称を処方せんに基づいて記載すること。
- (6) 「処方せンを交付した医師の氏名」欄について
処方せンを交付した医師の氏名を記載すること。

(7) 「処方せん受付回数」欄について

調剤基本料算定に係る処方せん受付回数を記載すること。

(8) 「処方」欄について

所定単位（内服薬にあっては1剤1日分、内服用滴剤、屯服薬、注射薬及び外用薬にあっては1調剤分）ごとに、調剤した医薬品名、用量（処方せんにおいて1日用量による記載でないものにあつては1回用量及び1調剤分の投薬全量）、剤型及び用法を記載し、次の行との間を線で区切ること。

(9) 「調剤報酬点数」欄について

「加算料」欄には調剤料に対応する加算を記載すること。したがって、調剤基本料に対応する加算点数は本欄には記載しないこと。

(10) 「小計」欄について

ア 「④」欄には、調剤料の点数の合計を記載すること。

イ 「⑤」欄には、薬剤料の点数の合計を記載すること。

ウ 「⑥」欄には、調剤料に対応する加算料の点数の合計を記載すること。

(11) 「① 調剤基本料」欄について

調剤基本料に処方せん受付回数に乗じた点数を記載すること。

(12) 「②時間外等加算」欄について

調剤基本料に係る時間外加算、休日加算、深夜加算又は時間外加算の特例について、上欄に記号を、下欄に加算点数を記載すること。

(13) 「③薬学管理料」欄について

薬学管理料及び薬学管理料に対応する加算について、上欄に記号と回数を、下欄に合計点数を記載すること。

(14) 「合計」欄について

「⑦」欄には、薬剤料以外の点数の合計を記載し、「⑧」欄にはその合計点数に15を乗じて得られる額を記載すること。

「⑨」欄には、「⑤」欄の点数（薬剤料の点数の合計）に10を乗じて得た額を記載すること。

「⑩」欄には、「⑧」欄と「⑨」欄の合計を記載すること。

(15) その他

前述の記載事項を記載するほか、各項目に係る記載の方法、内訳等については、厚生労働省記載要領通知別紙1のⅣの第2の1及び2に示された相当する項目の記載要領によること。

【 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法 】

公布日：平成 4 年 05 月 29 日 環境庁告示 40 号
 [最終改定] 平成 18 年 9 月 29 日 環境省告示第 133 号

- 一 (省略)
- 二 公害医療機関（薬局に限る。）に係る診療報酬の額は、診療報酬の算定方法（平成十八年三月厚生労働省告示第九十二号）別表第三調剤報酬点数表の例により算定した点数に一点当たり十五円を乗ずることにより算定するものとする。ただし、使用薬剤の購入価格は、診療報酬の算定方法の規定により別に厚生労働大臣が定める購入価格により算定した点数に一点当たり十円を乗ずることにより算定するものとする。
- 三 (省略)
- 四 前三号の規定により、公害医療機関が毎月分につき都道府県又は公害健康被害の補償等に関する法律第四条第三項の政令で定める市ごとに請求すべき診療報酬の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

【 参 考 】

調 剤 報 酬		
● 調剤技術料・特掲技術料	1点 15円	} を乗じて算定しそれを合算する
● 薬剤料	1点 10円	

品川区健康課受動喫煙対策・公害保健係

TEL 03-5742-6747 Fax 03-5742-6883

〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36